



福県医発第1785号(地)
平成28年 9月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等
の策定及び実施について

今般、厚生労働省において「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等が策定され、別添のとおり、同省年金局事業管理課より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあると確認されたことから、不公平が生じないように、同ガイドライン等を策定し、本年9月1日より実施されるものです。併せて、診断書（精神の障害）の記載要領、請求者等の詳細な日常生活状況を把握するための照会文書についても作成されております。

診断書の記載要領につきましては、障害年金受給権者が医療機関にお渡しする診断書様式に添えられる日本年金機構からの書面にて、案内がなされることになっているとのことです。なお、診断書様式につきましては、従来のものから変更はないと確認しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、資料につきましては、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130041.html>)に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

平成28年9月2日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等
の策定及び実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働省において「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」等が策定され、別添のとおり、同省年金局事業管理課より本会に対して周知方依頼がありました。

本件は、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあると確認されたことから、不公平が生じないように、同ガイドライン等を策定し、本年9月1日より実施されるものです。併せて、診断書（精神の障害）の記載要領、請求者等の詳細な日常生活状況を把握するための照会文書についても作成されております。

診断書の記載要領につきましては、障害年金受給権者が医療機関にお渡しする診断書様式に添えられる日本年金機構からの書面にて、案内がなされることになっているとのことです。なお、診断書様式につきましては、従来のものから変更はないと確認しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

資料につきましては、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130041.html> に掲載されておりますことを申し添えます。

公益社団法人 日本医師会会長 様

拝啓 時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より国民年金・厚生年金保険の障害給付に係る診断書の作成等にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、このたび、精神障害及び知的障害の認定が障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするため、『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等を策定し、本年9月1日から実施することとしましたので、連絡いたします。

また、障害年金（精神の障害）の認定の地域差改善に向けた対応のうち、適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策のひとつとして、障害年金請求者や受給者の病状及び日常生活状況を適切に診断書に反映していただくために、診断書を作成される医師の皆さまに、診断書の記載時に留意していただきたいポイントなどを示した『診断書（精神の障害用）の記載要領』を作成しました。

診断書を記載していただく主治医の方には、この記載要領が作成されたことについて、患者が主治医にお渡しする診断書様式に添える書面でお伝えいたします（日本年金機構から請求者に対して、診断書様式とともに記載要領のホームページ掲載先を案内する書面をお渡しします。）。また、この記載要領を必要に応じていつでもご利用いただけるようにするため、当省や日本年金機構のホームページに掲載することとしています。

このような周知を行ってまいります。国民年金・厚生年金保険の障害給付に係る診断書を作成される際の参考として、今回お送りした資料をご活用いただきたく存じますので、貴会のホームページ等を通じて会員の皆さまに周知していただきますようお願いいたします。

本資料は当省ホームページに掲載しておりますので、外部リンクを設定される場合は、こちらをご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130041.html>

今後とも国民年金・厚生年金保険の障害給付に係る診断書の作成等にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

平成28年7月20日
厚生労働省年金局事業管理課

【照会先】

給付事業室 室長補佐 尾山

専門官 澤口

電話 03-5253-1111（内 3669）

報道関係者 各位

平成 28 年 7 月 15 日 (金)

【照会先】

年金局 事業管理課 給付事業室
室 長 重永 将志 (内線 3660)
室長補佐 尾山 将 (内線 3593)
(直通電話) 03(3595)2796

日本年金機構 年金給付部
部 長 田中 謙一
(直通電話) 03(6892)0768

日本年金機構 経営企画部 広報室
(直通電話) 03(5344)1110

『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』 の策定及び実施について

障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されていますが、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いが生じていることが確認されました。

こうしたことを踏まえ、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするため、厚生労働省に設置した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインや適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策について、議論がなされました。

今般、当該専門家検討会の議論を踏まえて、精神障害及び知的障害の認定の地域差の改善に向けて対応するため、『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等を策定し、本年 9 月 1 日から実施することとしました。

1. 等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインの策定

精神障害及び知的障害に係る障害年金の認定に地域差による不公平が生じないよう、障害の程度を診査する医師が等級判定する際に参酌する全国共通の尺度として、以下のア、イを盛り込んだガイドラインを策定しました。

今後は、障害認定基準とこのガイドラインに基づいて、等級判定を行います。

ア 診断書の記載事項を踏まえた「等級の目安」

イ 総合的に等級判定する際の「考慮すべき要素」の例示

※ 障害の程度を診査する医師は、上記アを目安としつつ、診断書の記載内容等から目安だけでは捉えきれない障害ごとの特性に応じた様々な要素（上記イ）を考慮したうえで、専門的な判断に基づき、総合的に等級判定を行います。（したがって、「等級の目安」と異なる等級になることもあります。）

※ ガイドライン実施時に障害基礎年金や障害厚生年金等を受給している方で、ガイドライン実施前後で障害の状態が変わらない場合は、当分の間、等級非該当への変更は行わないこととします。

また、施行後3年を目途にガイドラインに基づく認定状況について検証を行い、必要に応じてガイドラインの見直し等を検討します。

2. 診断書（精神の障害）の記載要領の作成

障害年金請求者や受給者の病状及び日常生活状況を適切に診断書へ反映していただくために、診断書を作成される医師向けに、診断書の記載時に留意して欲しいポイントなどを示した記載要領を作成しました。

※ 記載要領は、日本年金機構等のホームページに掲載し、診断書を作成される医師が必要な時に確認できます。

3. 請求者等の詳細な日常生活状況を把握するための照会文書の作成

障害の程度を診査する医師が、障害年金請求者や受給者の詳細な日常生活状況を把握するために、請求者等へ照会する際に使用する文書（「日常生活及び就労に関する状況について（照会）」）を作成し、主な照会事項を整理しました。

※ この照会文書は、ご本人や家族のほかに、日常的にご本人と接していて生活状況をよく把握されている第三者（例えば地域や職場での支援者など）に記載していただくことも可能です。

国 民 年 金 ・ 厚 生 年 金 保 険

精神の障害に係る等級判定ガイドライン

平成 2 8 年 9 月

目 次

第1	趣旨・目的	1
第2	ガイドラインの適用	1
1.	対象給付	1
2.	対象傷病	1
3.	ガイドラインの運用	1
第3	障害等級の判定	2
1.	障害等級の目安	2
2.	総合評価の際に考慮すべき要素の例	2
3.	等級判定にあたっての留意事項	2
(1)	障害等級の目安	2
(2)	総合評価の際に考慮すべき要素	2
(3)	総合評価	3
(4)	再認定時の留意事項	3
第4	既に障害給付等を受給している者への対応	3
第5	ガイドライン施行前に決定した認定について	3
第6	ガイドラインの実施状況の検証及び見直し等	4
〔表1〕	障害等級の目安	5
〔表2〕	総合評価の際に考慮すべき要素の例	6
①	現在の病状及び状態像	6
②	療養状況	7
③	生活環境	7
④	就労状況	8
⑤	その他	10

第1 趣旨・目的

障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、不支給と決定された件数の割合が都道府県間で異なることから、各都道府県における障害基礎年金の認定事務の実態を調査したところ、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあることが確認された。

この調査結果を踏まえ、認定に地域差による不公平が生じないようにするため、精神障害及び知的障害に係る障害等級の判定を行う際に用いるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定を目的として、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」が平成27年2月に設置され、8回にわたる議論を経て、平成28年2月にガイドラインに盛り込む内容が取りまとめられたところである。

このガイドラインは、精神障害及び知的障害に係る認定において、障害等級の判定時に用いる目安や考慮すべき事項の例等を示すものであり、これにより、精神障害及び知的障害に係る認定が「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（平成14年3月15日庁保発第12号。以下「障害認定基準」という。）に基づき適正に行われるよう改善を図ることを目的とする。

第2 ガイドラインの適用

1. 対象給付

このガイドラインの対象とする給付は、障害認定基準により、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表並びに厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第1及び別表第2に規定する障害の程度の認定を行う給付とする。

2. 対象傷病

このガイドラインの対象とする傷病は、障害認定基準第3第1章第8節精神の障害に定める傷病とする。

ただし「てんかん」については、てんかん発作の重症度や頻度等を踏まえた等級判定を行うことについて障害認定基準で規定していることから、このガイドラインの対象傷病から除く。

3. ガイドラインの運用

このガイドラインは、前記1の対象給付であって、かつ前記2の精神の障害に係るものの等級判定を行う際に用いることとする。

- (1) 新規請求時
- (2) 再認定時
- (3) 請求者から額改定請求があったとき 等

第3 障害等級の判定

障害認定基準に基づく障害の程度の認定については、このガイドラインで定める後記1の「障害等級の目安」を参考としつつ、後記2の「総合評価の際に考慮すべき要素の例」で例示する様々な要素を考慮したうえで、障害認定診査医員（以下「認定医」という。）が専門的な判断に基づき、総合的に判定する（以下「総合評価」という。）。

総合評価では、目安とされた等級の妥当性を確認するとともに、目安だけでは捉えきれない障害ごとの特性に応じた考慮すべき要素を診断書等の記載内容から詳しく診査したうえで、最終的な等級判定を行うこととする。

1. 障害等級の目安

診断書の記載項目のうち、「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価の平均を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したもの（表1参照）。

2. 総合評価の際に考慮すべき要素の例

診断書の記載項目（「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を除く。）を5つの分野（現在の病状又は状態像、療養状況、生活環境、就労状況、その他）に区分し、分野ごとに総合評価の際に考慮することが妥当と考えられる要素とその具体的な内容例を示したもの（表2参照）。

3. 等級判定にあたっての留意事項

(1) 障害等級の目安

- ① 「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の平均との整合性が低く、参考となる目安がない場合は、必要に応じて診断書を作成した医師（以下「診断書作成医」という。）に内容確認をするなどしたうえで、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書等の記載内容から様々な要素を考慮のうえ、総合評価を行う。
- ② 障害等級の目安が「2級又は3級」など複数になる場合は、総合評価の段階で両方の等級に該当する可能性を踏まえて、慎重に等級判定を行う。

(2) 総合評価の際に考慮すべき要素

- ① 考慮すべき要素は例示であるので、例示にない診断書の記載内容についても同様に考慮する必要がある、個別の事案に即して総合的に評価する。
- ② 考慮すべき要素の具体的な内容例では「2級の可能性を検討する」等と記載しているが、例示した内容だけが「2級」の該当条件ではないことに留意する。
- ③ 考慮すべき要素の具体的な内容例に複数該当する場合であっても、一律に上位等級にするのではなく、個別の事案に即して総合的に評価する。

(3) 総合評価

- ① 診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的に評価した結果、目安と異なる等級になることもあり得るが、その場合は、合理的かつ明確な理由をもって判定する。
- ② 障害認定基準に規定する「症状性を含む器質性精神障害」について総合評価を行う場合は、「精神障害」「知的障害」「発達障害」の区分にとらわれず、各分野の考慮すべき要素のうち、該当又は類似するものを考慮して、評価する。

(4) 再認定時の留意事項

ガイドライン施行後の再認定にあたっては、提出された障害状態確認届（診断書）の記載内容から、下位等級への変更や2級（又は3級）非該当への変更を検討する場合は、前回認定時の障害状態確認届（診断書）や照会書類等から認定内容を確認するとともに、受給者や家族、診断書作成医への照会を行うなど、認定に必要な情報収集を適宜行い、慎重に診査を行うよう留意する。

第4 既に障害給付等を受給している者への対応

- (1) ガイドライン施行時において、障害基礎年金及び障害厚生年金など第2の1に示す給付を受給している者（以下「既認定者」という。）にガイドラインを最初に適用して等級判定を行う時期は、既認定者が額改定請求をした場合等を除き、ガイドライン施行後に初めて到来する再認定時とする。
- (2) 既認定者の再認定にあっても第3の3(4)により診査を行うが、ガイドライン施行前の認定も障害認定基準及び認定医の医学的知見に基づき認定されたものであること等を踏まえ、既認定者の障害の状態が従前と変わらない場合^(注)については、当分の間、等級非該当への変更は行わないことを基本とする。
(注) 基本は障害状態確認届（診断書）における「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定の平均」を目安とするが、最終的には診断書等の全体の情報で総合判断する。

第5 ガイドライン施行前に決定した認定について

ガイドライン施行前の障害年金請求で不支給となった者や再認定によって減額改定や支給停止となった者等から、ガイドライン施行後新たに障害年金請求や額改定請求、支給停止事由消滅の届出があった場合は、ガイドラインを用いて等級判定を行う。

（ガイドライン施行前の障害年金請求等に係る障害の程度の認定は、障害認定基準に基づき、適正な手続きの下で決定されたものであることから、一律にガイドラインに当てはめた再診査は行わない。）

第6 ガイドラインの実施状況の検証及び見直し等

ガイドライン施行後の認定状況については、地域差が改善された適切な認定がなされているか等の観点から、ガイドラインの運用、認定結果等について検証を行い、施行後3年を目途に、必要に応じてこのガイドラインに基づく認定の見直し等を検討する。

上記のほか、障害認定基準の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

〔表 1〕 障害等級の目安

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5以上	1級	1級 又は 2級			
3.0以上3.5未満	1級 又は 2級	2級	2級		
2.5以上3.0未満		2級	2級 又は 3級		
2.0以上2.5未満		2級	2級 又は 3級	3級 又は 3級非該当	
1.5以上2.0未満			3級	3級 又は 3級非該当	
1.5未満				3級非該当	3級非該当

《表の見方》

1. 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
2. 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
3. 表内の「3級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2級非該当」と置き換えることとする。

《留意事項》

障害等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いること。

〔表 2〕 総合評価の際に考慮すべき要素の例

①現在の病状又は状態像

	考慮すべき要素	具体的な内容例
共通事項	○ 認定の対象となる複数の精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断する。	—
	○ ひきこもりについては、精神障害の病状の影響により、継続して日常生活に制限が生じている場合は、それを考慮する。	—
精神障害	○ 統合失調症については、療養及び症状の経過（発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況）や予後の見通しを考慮する。	—
	○ 統合失調症については、妄想・幻覚などの異常体験や、自閉・感情の平板化・意欲の減退などの陰性症状（残遺状態）の有無を考慮する。	・ 陰性症状（残遺状態）が長期間持続し、自己管理能力や社会的役割遂行能力に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。
	○ 気分（感情）障害については、現在の症状だけでなく、症状の経過（病相期間、頻度、発病時からの状況、最近1年程度の症状の変動状況など）及びそれによる日常生活活動等の状態や予後の見通しを考慮する。	・ 適切な治療を行っても症状が改善せずに、重篤なそうやうつ症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、1級または2級の可能性を検討する。
知的障害	○ 知能指数を考慮する。ただし、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を考慮する。	—
	○ 不適応行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア 現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。	—
発達障害	○ 知能指数が高くても日常生活能力が低い（特に対人関係や意思疎通を円滑に行うことができない）場合は、それを考慮する。	—
	○ 不適応行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。	—
	○ 臭気、光、音、気温などの感覚過敏があり、日常生活に制限が認められれば、それを考慮する。	—

②療養状況

	考慮すべき要素	具体的な内容例
共通事項	○ 通院の状況（頻度、治療内容など）を考慮する。薬物治療を行っている場合は、その目的や内容（種類・量（記載があれば血中濃度）・期間）を考慮する。また、服薬状況も考慮する。 通院や薬物治療が困難又は不可能である場合は、その理由や他の治療の有無及びその内容を考慮する。	—
精神障害	○ 入院時の状況（入院期間、院内での病状の経過、入院の理由など）を考慮する。	・ 病棟内で、本人の安全確保などのために、常時個別の援助が継続して必要な場合は、1級の可能性を検討する。
	○ 在宅での療養状況を考慮する。	・ 在宅で、家族や重度訪問介護等から常時援助を受けて療養している場合は、1級または2級の可能性を検討する。
知的障害 発達障害	○ 著しい不適応行動を伴う場合や精神疾患が併存している場合は、その療養状況も考慮する。	—

③生活環境

	考慮すべき要素	具体的な内容例
共通事項	○ 家族等の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。	・ 独居であっても、日常的に家族等の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合（現に家族等の援助や福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む）は、それらの支援の状況（または必要性）を踏まえて、2級の可能性を検討する。
	○ 入所施設やグループホーム、日常生活上の援助を行える家族との同居など、支援が常態化した環境下では日常生活が安定している場合でも、単身で生活するとしたときに必要となる支援の状況を考慮する。	—
	○ 独居の場合、その理由や独居になった時期を考慮する。	—
精神障害	—	—

知的障害 発達障害	○在宅での援助の状況を考慮する。	・ 在宅で、家族や重度訪問介護等から常時個別の援助を受けている場合は、1級または2級の可能性を検討する。
	○ 施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。	・ 入所施設において、常時個別の援助が必要な場合は、1級の可能性を検討する。

④就労状況

	考慮すべき要素	
		具体的な内容例
共通事項	○ 労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況などを十分確認したうえで日常生活能力を判断する。	
	○ 援助や配慮が常態化した環境下では安定した就労ができている場合でも、その援助や配慮がない場合に予想される状態を考慮する。	
	○ 相当程度の援助を受けて就労している場合は、それを考慮する。	・ 就労系障害福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）及び障害者雇用制度による就労については、1級または2級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。 ・ 障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2級の可能性を検討する。
	○ 就労の影響により、就労以外の場面での日常生活能力が著しく低下していることが客観的に確認できる場合は、就労の場面及び就労以外の場面の両方の状況を考慮する。	—
	○ 一般企業（障害者雇用制度による就労を除く）での就労の場合は、月収の状況だけでなく、就労の実態を総合的にみて判断する。	—

精神障害	○ 安定した就労ができているか考慮する。1年を超えて就労を継続できていたとしても、その間における就労の頻度や就労を継続するために受けている援助や配慮の状況も踏まえ、就労の実態が不安定な場合は、それを考慮する。	—
	○ 発病後も継続雇用されている場合は、従前の就労状況を参照しつつ、現在の仕事の内容や仕事場での援助の有無などの状況を考慮する。	—
	○ 精神障害による出勤状況への影響（頻回の欠勤・早退・遅刻など）を考慮する。	—
	○ 仕事場での臨機応変な対応や意思疎通に困難な状況が見られる場合は、それを考慮する。	—
知的障害	○ 仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。	・ 一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、仕事の内容が保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば、2級の可能性を検討する。
	○ 仕事場での意思疎通の状況を考慮する。	・ 一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。
発達障害	○ 仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。	・ 一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、仕事の内容が保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば、2級の可能性を検討する。
	○ 執着が強く、臨機応変な対応が困難である等により常時の管理・指導が必要な場合は、それを考慮する。	・ 一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、執着が強く、臨機応変な対応が困難であることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。
	○ 仕事場での意思疎通の状況を考慮する。	・ 一般企業で就労している場合（障害者雇用制度による就労を含む）でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。

⑤その他

	考慮すべき要素	具体的な内容例
共通事項	○「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」に齟齬があれば、それを考慮する。	—
	○「日常生活能力の判定」の平均が低い場合であっても、各障害の特性に応じて特定の項目に著しく偏りがあり、日常生活に大きな支障が生じていると考えられる場合は、その状況を考慮する。	—
精神障害	○ 依存症については、精神病性障害を示さない急性中毒の場合及び明らかな身体依存が見られるか否かを考慮する。	—
知的障害	○ 発育・養育歴、教育歴などについて、考慮する。	・ 特別支援教育、またはそれに相当する支援の教育歴がある場合は、2級の可能性を検討する。
	○療育手帳の有無や区分を考慮する。	・ 療育手帳の判定区分が中度以上（知能指数がおおむね50以下）の場合は、1級または2級の可能性を検討する。それより軽度の判定区分である場合は、不適応行動等により日常生活に著しい制限が認められる場合は、2級の可能性を検討する。
	○ 中高年になってから判明し請求する知的障害については、幼少期の状況を考慮する。	・ 療育手帳がない場合、幼少期から知的障害があることが、養護学校や特殊学級の在籍状況、通知表などから客観的に確認できる場合は、2級の可能性を検討する。
発達障害	○ 発育・養育歴、教育歴、専門機関による発達支援、発達障害自立訓練等の支援などについて、考慮する。	—
	○ 知的障害を伴う発達障害の場合、発達障害の症状も勘案して療育手帳を考慮する。	・ 療育手帳の判定区分が中度より軽い場合は、発達障害の症状により日常生活に著しい制限が認められれば、1級または2級の可能性を検討する。
	○ 知的障害を伴わない発達障害は、社会的行動や意思疎通能力の障害が顕著であれば、それを考慮する。	—
	○ 青年期以降に判明した発達障害については、幼少期の状況、特別支援教育またはそれに相当する支援の教育歴を考慮する。	—

障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領

～記載にあたって留意していただきたいポイント～

日頃より、年金用診断書の作成にご協力を賜り誠にありがとうございます。

精神の障害に対する障害年金は、精神障害、知的障害又は発達障害により日常生活に継続的に制限が生じ、支援が必要な場合に、これを障害状態と捉え、その障害の程度（＝日常生活の制限度合いや労働能力の喪失）に応じて障害等級を決定し、支給するものです。

適切な障害等級の決定にあたっては、作成していただく診断書の内容ができるかぎり詳細かつ具体的に記載されていることが大変重要になります。

診断書作成時に留意していただきたい事項について、記載欄ごとにまとめましたので、参考としてください。

【この診断書で日本年金機構が確認すること】

精神疾患による病態に起因する日常生活の制限の度合いを確認します。

そのため診断書（精神の障害用）では、以下の内容を確認するための記載項目を設けております。

1. 精神疾患の存在、その病状及び重症度
〔例えば、⑩ア・イ欄「現在の病状又は病態像」、カ欄「臨床検査」〕
2. 日常生活及び社会生活上の制限の度合い
〔例えば、⑩ウ2・3欄「日常生活能力の判定／程度」、エ欄「就労状況」〕

※ 確認にあたっては、疾患名や病歴・治療経過・病状等の内容と日常生活能力に関する評価について、齟齬や矛盾がなく、整合性があるか、という点にも着目して行います。

【注】この記載要領では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」を《精神障害》としてまとめ、《知的障害》《発達障害》とは別に区分しています。

「症状性を含む器質性精神障害」（認知症、高次脳機能障害など）は、記載欄ごとに掲げた《精神障害》《知的障害》《発達障害》の留意事項のうち類似するものを参考に記入ください。

①障害の原因となった傷病名～⑥傷病が治ったかどうか

(再認定のための障害状態確認届では「③傷病名」欄以外はありません。)

〔記載例〕

① 障害の原因となつた傷病名	統合失調症 ICD-10コード(F20)		② 傷病の発生年月日	昭和 (平成) 20 年 6 月 頃 日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	本人の発病 時の職業	会社員
			③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日	昭和 (平成) 20 年 10 月 14 日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	④ 既存障害	無
⑥ 傷病が治った(症状が固定 した状態を含む。)かどうか。		平成 年 月 日 確認 推定	症状のよくなる見込・・・ 有 ・ (無) ・ 不明			⑤ 既往症	無

単独の精神疾患の場合

- ①欄は、障害年金を請求する傷病名及び該当する ICD-10 コードを記載してください。
- ②欄は、傷病の発生した年月日を記載してください。外傷や脳血管疾患による器質性精神障害など、発生年月日が診療録から明らかに確認できる場合は、「診療録で確認」に○印を付してください。
また、発生年月日を本人等から聴取された場合は同欄右の「本人の申立て」に○印を付した上で聴取日を記載してください。
- ③欄は、①の傷病について初めて医師の診療を受けた日を記載してください。
貴院（診断書作成医療機関）の初診より前に他の医師が診察している場合で、他院からの紹介状によりその初診日が診療録に転記されているなどの場合は「診療録で確認」に、貴院初診時等に本人等より聴取した初診日を記載する場合は「本人の申立て」に、○印を付してください。
- ④欄は、貴院（診断書作成医療機関）の初診より前から既に有していた障害を記載してください。精神疾患以外の障害があれば、その障害を記載してください。
- ⑤欄は、貴院（診断書作成医療機関）の初診より前に罹患したことのある疾患を記載してください。
- ⑥欄は、貴院（診断書作成医療機関）の初診から診断書を作成する日までの間に傷病が治っていればその日を記載してください。また、傷病が治った日当時に貴院で直接診察した場合は「確認」に、傷病が治った日当時に貴院で直接診察していない場合には「推定」に、○印を付してください。

複数の精神疾患が併存している場合

同時期に発症している場合

- ①欄は、障害年金を請求する全ての傷病名及び該当する ICD-10 コードを記載してください。
- ②欄は、①欄に記載した全ての傷病のなかで最も古い傷病の発生年月日を、③欄は、全ての傷病のいずれかについて、初めて医師の診察を受けた日を記載して下さい。
(「診療録で確認」「本人の申立て」の別は、単独の精神疾患の場合の②欄及び③欄の要領と同様)

逐次発症している場合

- ①欄は、障害年金を請求するすべての傷病名を、主たる傷病名から順に傷病名の冒頭に丸付き番号を①、②…と付して記載してください。ICD-10 コードも同様に記載してください。
- ②及び③欄は、①欄の丸付き番号を付した上で、それぞれの傷病の発生年月日及び初めて医師の診療を受けた日を段書きにしてください。

⑦発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項

（再認定のための障害状態確認届では④欄になります。）

〔記載例〕

⑦	陳述者の氏名	〇〇〇〇	請求人との続柄	義姉	聴取年月日	27年3月9日
発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項	高校卒業後、いくつかの職を経て、現在の会社に就職。自宅で両親と生活していた。 平成20年6月頃から人目が気になるようになり、欠勤しました。その後、不眠、幻声、思考化声、被害妄想が出現し、平成20年10月14日〇〇駅前メンタルクリニックを受診し、同日当院に紹介入院した。以降、薬物療法、精神療法が定期的に継続されているが、幻覚妄想は常に顕在し、症状は難治性に経過している。3回目の入院中に失職、現在に至っている。日常生活は支援なしには成り立たない。					

○ 発病からの病歴を聴取した日を、聴取年月日欄に記載してください。また、貴院（診断書作成医療機関）の初診日以後の治療経過等については、段落を変えて記載してください。

○ 再認定の際に使う診断書（障害状態確認届）では、最近一年間の症状の変動状況や治療の経過等を記載してください。

《精神障害》

○ 問診により把握できた範囲で、発病するまでの生活歴、発病のきっかけとなった心理的・環境的な要因、発病してから現在までの病歴、治療の経過や内容（薬物の種類、量、期間など）、治療の効果・転帰、さらに就学・就労状況などをできるだけ詳しく記載してください。

《知的障害・発達障害》

○ 問診により把握できた範囲で、現在までの病歴や生育状況、治療があればその経過、内容（薬物の種類、量、期間など）、さらに就学・就労状況などをできるだけ詳しく記載してください。

○ 知的障害を伴わない発達障害については、問診により把握できた範囲で、判明したきっかけ（例えば、対人関係に多くの支障があったことや職場で臨機応変に対応できなかったことなど）及び小児期に見られた発達障害をうかがわせる症状、行動等について、できるだけ詳しく記載してください。

⑧診断書作成医療機関における初診時所見

（再認定のための障害状態確認届には、この欄はありません。）

〔記載例〕

⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 昭和30年10月14日	「死ぬ」「太っている」という愚口が聞こえる、人目が気になる、音が気になる、考えたことが声になって聞こえる、夜中に霊が来て眠れない、常に身構えてしまう、といった訴えが聞かれた。問診に的外れな回答をしたり、ひとりで勝手に話したり、非現実的な内容の発言があった。
---	---

○ 貴院（診断書作成医療機関）の初診時の所見をできるだけ詳しく記載してください。⑧欄の「初診年月日」には、貴院における初診年月日を記載してください。

⑨これまでの発育・養育歴等

(再認定のための障害状態確認届では⑤欄になります。)

〔記載例〕

⑨ これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)	ア 発育・養育歴 特記すべきことなし。	イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高 校 (普通学級・特別支援学校) その他	ウ 職歴 ・会社員 発病後は就労できていない。		
エ 治療歴(書ききれない場合は⑬「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)					
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)
△△病院	20年 10月～ 20年 10月	入院・外来	統合失調症	薬物治療、精神療法	軽快
〇〇駅前メンタルクリニック	20年 11月～ 21年 5月	入院・外来	〃	〃	悪化
△△病院	21年 5月～ 21年 12月	入院・外来	〃	〃	軽快
〇〇駅前メンタルクリニック	22年 1月～ 23年 11月	入院・外来	〃	〃	悪化
△△病院	23年 11月～ 年 月	入院・外来	〃	〃	不変

《精神障害》

- エ欄について、受診医療機関が多い、入退院を繰り返すなどにより記入欄が不足する場合は、⑬「備考」欄へ記入していただくか、任意の別紙に記入のうえ、この診断書に添付してください。別紙の添付にあたっては、別紙の作成日や貴院（診断書作成医療機関）の名称・所在地の記入、ご署名・ご捺印を必ずお願いいたします。

《知的障害・発達障害》

- 特別支援教育や、それに相当する支援の教育歴がある場合は、問診により把握できた範囲で、イ欄にもれなく記載してください。その状況がイ欄に書ききれない場合は、⑦欄にできるだけ詳しく記載してください。
「特別支援教育」とは、下記のものを指します。
 - ・ 特別支援学校や、小・中・高等学校での特別支援学級で教育を受けること
 - ・ 通常の学級に在籍し、障害の状態に応じた特別の指導を通級指導教室で受けること
 - ・ 通常の学級内での特別支援教育支援員による支援を受けること
 「それに相当する支援」とは、例えば下記のものを指します。
 - ・ 特別支援教育実施前（平成19年3月以前）の養護学校や特殊学級での教育、通常の学級での個別支援など
- 特別支援教育や、それに相当する支援の教育歴がない場合には、幼少期の状況（例えば不適応行動やいじめなどの問題や学習の遅れの有無など）について、ア欄にできるだけ詳しく記載してください。
- 障害が背景にあると考えられる学力の低下、学業の不振、不登校あるいは中途退学など、障害の経過を把握する上で参考となる就学状況がある場合には、その状況をイ欄の「その他」に記載してください。その状況がイ欄に書ききれない場合には、⑦欄にできるだけ詳しく記載してください。
- 障害児通園施設等における専門的な指導訓練や、児童デイサービスを利用した適応訓練など、専門機関による発達支援、発達障害者自立訓練等の支援を受けていた場合は、ア欄にできるだけ詳しく記載してください。
- 成人以降に判明した知的障害や発達障害の場合であっても、問診により把握できた範囲で発育・養育の状況や通学・学習の状況を、ア欄及びイ欄にできるだけ詳しく記載してください。
また、母子手帳や通知表等により、知的障害や発達障害をうかがわせる症状や行動等を把握されている場合には、その状況をア欄及びイ欄にできるだけ詳しく記載してください。

⑩障害の状態（ア 現在の病状又は状態像）

（イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等の具体的記載）

（再認定のための障害状態確認届では⑥欄になります。）

【記載例】

⑩ 障 害 の 状 態 （平成 27 年 3 月 18 日 現症）	
ア 現在の病状又は状態像（該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。）	イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。
前回の診断書の記載時との比較（前回の診断書を作成している場合は記入してください。） 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他（ ） II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分（感情）の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他（ ） III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他（ ） IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減裂思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他（ ） V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他（ ） VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 （夜間）せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他（ ） ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ（A・B・C・D） 2 てんかん発作の頻度（年間 回、月平均 回、週平均 回 程度） VII 知能障害等 1 知的障害 A 軽度 B 中等度 C 重度 D 最重度 2 認知症 A 軽度 B 中等度 C 重度 D 最重度 3 高次脳機能障害 A 失行 B 失認 C 記憶障害 D 注意障害 E 遂行機能障害 F 社会的行動障害 4 学習障害 A 読み B 書き C 計算 D その他（ ） 5 その他（ ） VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他（ ） IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等（ ） X 乱用、依存等（薬物等名： ） 1 乱用 2 依存 XI その他 []	治療抵抗性統合失調症に対して薬物療法を中心に治療をしているが、幻覚妄想状態は持続し、症状はなかなか改善しない。常時独語空笑が認められるなど病的体験に埋没した生活を送っている。診察時も一方的に減裂な話を続けるばかりで、全くまとまりを欠いている。 幻覚妄想状態にあり、宇宙人ややぐが来ているのが見える、彼らが皆を殺す、病棟が血の海になっている、そこへ行ったら殺される、と言う。訴えはしないが、幻声の存在が疑われる。聞こえた声に応じるように荒い言葉を発して怒ったりすることがある。亡くなっている家族のことを、生きていて外国に居る、と言う。薬は重油でできているので毒と述べ拒薬が見られたり、食事に入れられた毒を体外へ排出するためジュースを飲むと言ったり、肺の中に薬が入っているなどと身体幻覚様の話をしたりする。 易怒性・衝動性が認められ、いきなり病的体験が活発化して、実世界での事象・人物に対してまで怒りっぽく当たり、ときに病棟の液晶テレビやドアなどの器物損壊に至ることもある。 病識はなく、思考は幻覚妄想に殆ど左右されている。病気や治療・看護に關してだけでなく、日常生活や身体介助・介護に關しても現実的な検討ができないため、身体健康やADLを損なうことにもなる。 周囲には無関心で、自発的な活動は見られない。感情は平板であり、意欲は減退している。社会的には無為自閉的である。他者との交流は殆どない。 RP① クロザリル錠(100mg) 1日5錠 ② ロラゼパム錠(1mg) 1日2錠 ③ プロチゾラムOD錠0.25mg 1日1錠

ア欄について 《共通》

○ 「症状性を含む器質性精神障害」（認知症、高次脳機能障害など）で、病状が多岐にわたる場合は、「VII 知能障害等」の2または3の記載だけでなく、該当する全ての病状又は状態像に○印を付してください。

○ 「てんかん」に合併する精神神経症状や認知障害などがある場合は、「VI 意識障害・てんかん」のてんかん発作の記載だけでなく、該当する全ての病状又は状態像に○印を付してください。

イ欄について 《共通》

○ ア欄に○印を付した病状又は状態像について、問診による精神医学的所見、病状の程度、処方内容などをできるだけ具体的に記載してください。

○ 在宅で、家族や重度訪問介護等により常時援助を受けて療養している場合は、その療養状況をできるだけ詳しく記載してください。

○ 通院や薬物治療が困難又は不可能である場合は、その理由やそれに代わる他の治療内容について、できるだけ詳しく記載してください。

○ ひきこもりについて、精神障害の病状に起因するものか否かも含め、その状況をできるだけ詳しく記載してください。

イ欄について 《精神障害》

- 現症日における状態のほか、現症日以前1年程度での症状の好転と増悪（あるいは症状の著明な時期と消失する時期）の状況について、通院の頻度や治療内容（薬物治療を行っている場合は、薬の種類、量、期間など、薬物によるもの以外の治療を行っている場合は、具体的な治療内容とその治療を選択した理由など）をできるだけ詳しく記載してください。好転と増悪を繰り返している場合には、その状況を記載してください。
- 入院している場合、入院の理由及び入院形態（任意、医療保護、措置など）を記載してください。また、病棟内で本人の安全確保などのために常時個別の援助を必要としている場合は、その状況をできるだけ詳しく記載してください。
- 気分（感情）障害について、標準的な治療を行っても症状が改善していない場合には、その状況を治療内容とともにできるだけ詳しく記載してください。
また、重篤なそうやうつ症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、その状況をできるだけ詳しく記載してください。
- 統合失調症について、妄想・幻覚等の陽性症状がある場合は、その具体的内容（本人が訴えている内容など）を、陰性症状（残遺状態）が長期間持続して自己管理能力や役割遂行能力に著しい制限が見られる場合は、その具体的な制限内容について、それぞれの治療内容とともに、できるだけ詳しく記載してください。

イ欄について 《知的障害・発達障害》

- ア欄で○印を付した状態像によって、日常生活上にどのような制限が生じているかについて、できるだけ具体的に記載して下さい。
- 施設に入所している場合、施設内で、本人の安全確保などのために常時あるいは頻繁に個別の援助を必要としている場合は、その状況をできるだけ詳しく記載してください。
- 不適応行動が見られる場合は、その状況及び療養状況をできるだけ具体的に記載してください。
不適応行動とは、例えば以下のような行為を指します。
 - ・ 自分の身体を傷つける行為
 - ・ 他人や物に危害を及ぼす行為
 - ・ 周囲の人に恐怖や強い不安を与える行為（迷惑行為や突発的な外出など）
 - ・ 著しいパニックや興奮、こだわり等の不安定な行動（自分でコントロールできない行為で、頻発して日常生活に支障が生じるもの）
- 知的障害または発達障害で、他の精神疾患が併存していることなどにより、通院や薬物治療を行っている場合は、通院の頻度や薬物治療の目的や内容（種類、量、期間）、さらに服薬状況などをできるだけ詳しく記載してください。
- トゥレット症候群やチック障害特有の症状等により、日常生活に著しい困難が生じている場合には、その症状や程度、頻度をできるだけ詳しく記載してください。
- 臭気、光、音、気温などの感覚過敏があり、それにより日常生活に制限が認められる場合は、その状況をできるだけ詳しく記載してください。

イ欄について 《その他》

- ア欄の「てんかん発作のタイプ、頻度」に記載した際には、イ欄に、発作を起こした直近の年月日（可能であれば、発作タイプ別に最近数年間のすべての発作年月日）を記載してください。
- ア欄の「てんかん発作のタイプ、頻度」に記載した際には、イ欄に、発作があることによって日常生活上の活動や行為に生じている制限（自動車の運転、単独外出、入浴、就労など）や、発作間欠期の精神神経症状（抗てんかん薬の服用に起因する精神神経症状も含む。）や認知障害によって生じている日常生活能力の制限内容について、できるだけ具体的に記載してください。
- ア欄の「X 乱用、依存等」に薬物依存について記載した際には、イ欄に、使用薬物名ごとに使用時期（始期及び終期）及び使用頻度（回数あるいは常用）をできるだけ詳しく記載してください。可能であれば、画像検査や血液検査などの検査所見を、⑩障害の状態の「カ 臨床検査」欄に記載してください。

⑩障害の状態（ウ 日常生活状況）

（再認定のための障害状態確認届では⑥欄になります。）

【記載例】

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。) ☒ 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他() (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無) (イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) 〔 意思疎通は困難で、他者との交流は殆んどない。日常生活全般で精神状態に配慮した援助に加え、身体的介護を常に要する。 〕 2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1)適切な食事 — 配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることが出来るなど。 ☐ できる ☐ 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (2)身辺の清潔保持 — 洗面、髪髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 ☐ できる ☐ 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (3)金銭管理と買い物 — 金銭を独力で適切に管理し、やりくりが出来る。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物が出来るなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (4)通院と服薬(要・不要) — 定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (5)他人との意思伝達及び対人関係 — 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (6)身辺の安全保持及び危機対応 — 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (7)社会性 — 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☒ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない	3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないことがある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。) (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少なく、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。) ☒ (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。) (知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)
--	--

【1 家庭及び社会生活についての具体的な状況】

- 独居である場合、独居になった理由や時期について、(イ)欄に記載してください。
- 日常的に家族等から援助を受けている場合、(イ)欄にその内容などを具体的に記載してください。
- 自助グループから日常生活上の支援(援助)を受けている場合、(イ)欄にその支援(援助)内容などを具体的に記載してください。(イ)欄に書ききれない場合は、⑬備考欄に記入してください。

【「2 日常生活能力の判定」及び「3 日常生活能力の程度」】

この2項目については、P. 10～14 を参考に相互の整合性についても留意の上記載してください。

この2項目の評価はそれぞれ次の意義をもち、相互に関係しています。

日常生活能力の判定	日常生活の7つの場面における制限度合いを、それぞれ具体的に評価するもの。
日常生活能力の程度	「日常生活能力の判定」の7つの場面も含めた日常生活全般における制限度合いを包括的に評価するもの。

したがって、7つの場面における制限度合いには顕著に表れないが、日常生活全般は大幅に制限されるなど、相互の関係が必ずしも整合しない場合には、その理由を⑪欄にできるだけ具体的に記載してください。

- 日常生活能力の制限の度合いを適切に把握するため、入所施設やグループホーム、日常生活上の援助を行える家族との同居などにより、支援が常態化した環境下で日常生活が安定している場合であっても、単身でかつ支援がない状況で生活した場合を想定し、その場合の日常生活能力について記載してください。
- 診察時（来院時）の一時的な状態ではなく、現症日以前1年程度での障害状態の変動について、症状の好転と増悪の両方を勘案した上で、当てはまるものをご判断ください。
- 独居であっても、日常的に家族の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合（現に家族等の援助や福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む）は、それらの支援の状況（または必要性）を踏まえ、能力の過大評価にならないように留意してください。
- 「てんかん」の発作間欠期に精神神経症状や認知障害がある場合、この2項目の評価にあたっては、これらの症状によって生じている日常生活能力の制限度合いについて評価して下さい。

「2 日常生活能力の判定」

※ 身体的機能の障害に起因する能力の制限（たとえば下肢麻痺による歩行障害など）は、この診断書による評価の対象としません。

※ 「できる」とは、日常生活および社会生活を行う上で、他者による特別の援助（助言や指導）を要さない程度のものを言います。また、「行わない」とは、介護者に過度に依存して自分でできるのに行わない場合や、性格や好き嫌いなどで行わないことは含みません。

（1）適切な食事

※ 嗜癖的な食行動（たとえば拒食症や過食症）をもって「食べられない」とはしない。

1	できる	栄養のバランスを考え適量の食事を適時にとることができる。（外食、自炊、家族・施設からの提供を問わない）
2	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	だいたい自主的に適量の食事を栄養のバランスを考え適時にとることができるが、時に食事内容が貧しかったり不規則になったりするため、家族や施設からの提供、助言や指導を必要とする場合がある。
3	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	1人では、いつも同じものばかりを食べたり、食事内容が極端に貧しかったり、いつも過食になったり、不規則になったりするため、経常的な助言や指導を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	常に食事へ目を配っておかないと不食、偏食、過食などにより健康を害するほどに適切でない食行動になるため、常時の援助が必要である。

（2）身の清潔保持

1	できる	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等の身体の清潔を保つことが自主的に問題なく行える。必要に応じて（週に1回くらいは）、自主的に掃除や片付けができる。また、TPO（時間、場所、状況）に合った服装ができる。
2	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	身体の清潔を保つことが、ある程度自主的に行える。回数は少ないが、だいたい自室の清掃や片付けが自主的に行える。身体の清潔を保つためには、週1回程度の助言や指導を必要とする。
3	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	身体の清潔を保つためには、経常的な助言や指導を必要とする。自室の清掃や片付けを自主的にはせず、いつも部屋が乱雑になるため、経常的な助言や指導を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	常時支援をしても身体の清潔を保つことができなかったり、自室の清掃や片付けをしないか、できない。

（3）金銭管理と買い物

※ 行為嗜癖に属する浪費や強迫的消費行動については、評価しない。

1	できる	金銭を独力で適切に管理し、1ヵ月程度のやりくりが自分でできる。また、1人で自主的に計画的な買い物ができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	1週間程度のやりくりはだいたい自分でできるが、時に収入を超える出費をしてしまうため、時として助言や指導を必要とする。
3	助言や指導があればできる	1人では金銭の管理が難しいため、3～4日に一度手渡して買い物に付き合うなど、経常的な援助を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	持っているお金をすぐに使ってしまうなど、金銭の管理が自分ではできない、あるいは行おうとしない。

(4) 通院と服薬

1	できる	通院や服薬の必要性を理解し、自発的かつ規則的に通院・服薬ができる。また、病状や副作用について、主治医に伝えることができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	自発的な通院・服薬はできるものの、時に病院に行かなかったり、薬の飲み忘れがある（週に2回以上）ので、助言や指導を必要とする。
3	助言や指導があればできる	飲み忘れや、飲み方の間違い、拒薬、大量服薬をすることがしばしばあるため、経常的な援助を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	常時の援助をしても通院・服薬をしないか、できない。

(5) 他人との意思伝達及び対人関係

※ 1対1や集団の場面で、他人の話を聞いたり、自分の意思を相手に伝えたりするコミュニケーション能力や他人と適切につきあう能力に着目する。

1	できる	近所、仕事場等で、挨拶など最低限の人づきあいが自主的に問題なくできる。必要に応じて、誰に対しても自分から話せる。友人を自分からつくり、継続して付き合うことができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	最低限の人づきあいはできるものの、コミュニケーションが挨拶や事務的なことにとどまりがちで、友人を自分からつくり、継続して付き合うには、時として助言や指導を必要とする。あるいは、他者の行動に合わせられず、助言がなければ、周囲に配慮を欠いた行動をとることがある。
3	助言や指導があればできる	他者とのコミュニケーションがほとんどできず、近所や集団から孤立しがちである。友人を自分からつくり、継続して付き合うことができず、あるいは周囲への配慮を欠いた行動がたびたびあるため、助言や指導を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	助言や指導をしても他者とコミュニケーションができないか、あるいはしようとししない。また、隣近所・集団との付き合い・他者との協調性がみられず、友人等とのつきあいがほとんどなく、孤立している。

(6) 身の安全保持及び危機対応

※ 自傷（リストカットなど行為嗜癖的な自傷を含む。）や他害が見られる場合は、自傷・他害行為を本項目の評価対象に含めず、⑩障害の状態のア欄（現在の病状又は状態像）及びイ欄（左記の状態について、その程度・症状・処方薬等の具体的記載）になるべく具体的に記載してください。

1	できる	道具や乗り物などの危険性を理解・認識しており、事故等がないよう適切な使い方・利用ができる（例えば、刃物を自分や他人に危険がないように使用する、走っている車の前に飛び出さない、など）。また、通常と異なる事態となった時（例えば火事や地震など）に他人に援助を求めたり指導に従って行動するなど、適正に対応することができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	道具や乗り物などの危険性を理解・認識しているが、時々適切な使い方・利用ができないことがある（例えば、ガスコンロの火を消し忘れる、使用した刃物を片付けるなどの配慮や行動を忘れる）。また、通常と異なる事態となった時に、他人に援助を求めたり指示に従って行動できない時がある。
3	助言や指導があればできる	道具や乗り物などの危険性を十分に理解・認識できておらず、それらの使用・利用において、危険に注意を払うことができなかつたり、頻回に忘れてしまう。また、通常と異なる事態となった時に、パニックになり、他人に援助を求めたり、指示に従って行動するなど、適正に対応することができないことが多い。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	道具や乗り物などの危険性を理解・認識しておらず、周囲の助言や指導があっても、適切な使い方・利用ができない、あるいはしようとししない。また、通常と異なる事態となった時に、他人に援助を求めたり、指示に従って行動するなど、適正に対応することができない。

(7) 社会性

1	できる	社会生活に必要な手続き（例えば行政機関の各種届出や銀行での金銭の出し入れ等）や公共施設・交通機関の利用にあたって、基本的なルール（常識化された約束事や手順）を理解し、周囲の状況に合わせて適切に行動できる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	社会生活に必要な手続きや公共施設・交通機関の利用について、習慣化されたものであれば、各々の目的や基本的なルール、周囲の状況に合わせた行動がおおむねできる。だが、急にルールが変わったりすると、適正に対応することができないことがある。
3	助言や指導があればできる	社会生活に必要な手続きや公共施設・交通機関の利用にあたって、各々の目的や基本的なルールの理解が不十分であり、経常的な助言や指導がなければ、ルールを守り、周囲の状況に合わせた行動ができない。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	社会生活に必要な手続きや公共施設・交通機関の利用にあたって、その目的や基本的なルールを理解できない、あるいはしようとししない。そのため、助言・指導などの支援をしても、適切な行動ができない、あるいはしようとししない。

「3 日常生活能力の程度」

※ 本項目について、「①障害の原因となった傷病名」欄に知的障害が含まれる場合（又は発達障害などで知的障害を伴っていて、《知的障害》欄の方が本人の状態を適切に評価できる場合）は本項目の《知的障害》欄で判定し、①欄に知的障害が含まれない場合は《精神障害》欄で判定してください。

《精神障害》

(1)	精神障害（病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできる。 ○ 適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用などが自発的にできる。あるいは適切にできる。 ○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができる。
(2)	精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には援助が必要である。 ○ (1) のことが概ね自発的にできるが、時に支援を必要とする場合がある。 ○ 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難となる。 ○ 日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。身の清潔保持は困難が少ない。ひきこもりは顕著ではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
(3)	精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 ○ (1) のことを行うためには、支援を必要とする場合が多い。 ○ 例えば、医療機関等に行くなどの習慣化された外出は付き添われなくても自らできるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。身の清潔保持が自発的かつ適切にはできない。対人交流が乏しいか、ひきこもっている。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。
(4)	精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 ○ (1) のことは経常的な援助がなければできない。 ○ 例えば、親しい人間がいらないか、あるいはいても家族以外は医療・福祉関係者にとどまる。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
(5)	精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 ○ (1) のことは援助があってもほとんどできない。 ○ 入院・入所施設内においては、病棟内・施設内で常時個別の援助を必要とする。在宅の場合においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要であったり、往診等の対応が必要となる。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時の援助を必要とする。

《知的障害》

(1)	知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 ○ 適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用などがある程度自発的にできる。あるいは適切にできる。 ○ 知的障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができる。
(2)	知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には援助が必要である。 ○ (1) のことが1人で自発的にできるが、時に支援を必要とする場合がある。 ○ 日常会話はできるが、抽象的な思考が不得手で、込み入った話は困難である。また簡単な漢字の読み書きはできる。 ○ 日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。身の清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。ひきこもりがちではない。行動のテンポはほぼ他の人に合わせるができる。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
(3)	知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 ○ (1) のことが概ねできるが、支援を必要とする場合が多い。 ○ 具体的な事柄についての理解や簡単な日常会話はできるが、声かけなどの配慮が必要である。ごく簡単な読み書きや計算はできるが、生活場面で実際に使うことは困難である。 ○ 医療機関等に行くなどの習慣化された外出は付き添われなくても自らできるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。身の清潔保持が自発的かつ適切にはできない。適切な指導のもとで、社会的な対人交流や集団行動がある程度できる。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。適切な指導があれば単純作業はできる。
(4)	知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 ○ (1) のことは経常的な援助がなければできない。 ○ 読み書きや計算は不得手だが、簡単な日常会話はできる。生活習慣になっていることであれば、言葉での指示を理解し、ごく身近なことについては、身振りや短い言葉で自ら表現することができる。日常生活では、経常的な支援を必要とする。 ○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な作業はできる。
(5)	知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 ○ (1) のことは援助があってもほとんどできない。 ○ 言葉の理解も困難またはごく身近なことに限定されており、意思表示はごく簡単なものに限られる。 ○ 入院・入所施設内においては、病棟内・施設内で常時個別の援助を必要とする。在宅の場合においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時の援助を必要とする。

⑩障害の状態（エ 現症時の就労状況～キ 福祉サービスの利用状況）

（再認定のための障害状態確認届では⑥欄になります。）

〔記載例〕

エ 現症時の就労状況 ○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他() ○雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他() ○勤続年数(年 ヲ月) ○仕事の頻度(週に・月に()日) ○ひと月の給与(円程度) ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況 現在は就労していない。	オ 身体所見 (神経学的な所見を含む。) 特記すべきことなし
	カ 臨床検査 (心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。) 特記すべきことなし
	キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等) 入院中につき利用なし

【エ 現症時の就労状況】

この欄は、精神障害者がどのような働き方をしているか（どの程度の援助を受けて就労ができているか）を確認するために、就労に関する情報をできる限り収集することを目的に設けたものです。

就労している事実だけで、障害年金の支給決定が判断されることはありません。

- 就労の有無を本人や家族などから聴きとり、できるだけ記入をお願いします。
- 仕事場の内外を問わず、就労を継続するために受けている日常の援助や配慮の状況も、できるだけ記入をお願いします。
- 現症日以前一年間に病気休暇または休職の期間がある場合は、「仕事場での援助の状況や意思疎通の状況」欄に、病気休暇や休職の時期（始期及び終期）及び就労復帰後の状況をできるだけ詳しく記入してください。
- 現症時に就労していないことを聴取されている場合には、「勤務先」のその他欄に、その旨の記入をお願いします。

【オ 身体所見】

- 精神疾患に伴う神経学的な所見のほか、アルコールや薬物等の精神作用物質の乱用・依存が見られる患者の場合は、精神病性障害を示さない急性中毒かどうか、あるいは明らかな身体依存が見られるかどうかをできるだけ詳しく記載してください。

【カ 臨床検査】

- 現症日以前3か月以内に実施した検査の結果を、検査日とともに記載してください。現症日以前3か月よりも前に実施した臨床検査のみの場合には、当該検査結果を検査日とともに記載してください。

カの記入欄では書ききれない場合は、別紙として、検査結果写しの添付をお願いいたします。別紙を添付する場合は、別紙の作成日や貴院（診断書作成医療機関）の名称・所在地の記入、ご署名・ご捺印を必ずお願いいたします。

○知的障害及び発達障害の場合は、知能指数及び精神年齢を検査日や検査名とあわせて必ず記入してください。（療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を取得している場合は、等級及び交付年月日についても、記入してください。）

○「症状性を含む器質性精神障害」（認知症、高次脳機能障害など）あるいは他の精神の障害の状態について参考となる神経心理学検査（ミニメンタルステート検査や改訂版長谷川式簡易知能評価スケールなど）や画像検査を実施している場合は、別紙として、その検査結果写しの添付をお願いいたします。

別紙を添付する場合は、検査した医療機関や検査日がわかるように作成してください。また、別紙の作成日や診断書作成医療機関（又は検査した医療機関）の名称・所在地の記入、ご署名・ご捺印をその別紙にも必ずお願いいたします。

【キ 福祉サービスの利用状況】

○ 問診で聴取できた範囲で、障害者総合支援法による福祉サービスの利用状況（サービスの種類や内容、頻度など）をなるべく詳しく記載してください。

○ 専門機関による発達支援、発達障害者自立訓練等の支援を受けている場合は、キ欄にできるだけ詳しく記載してください。

⑪現症時の日常生活活動能力及び労働能力

(再認定のための障害状態確認届では⑦欄になります。)

〔記載例〕

⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	援助しないと偏食に陥ったり、食事を摂らなくなる。服薬にも援助と助言が欠かせず、日常生活全般に援助が必要で単身生活はできない。就労は不可能と判断する。病的体験症状が強く持続しており、現実検討能力の低下が著しい。退院のメドが立たない状態。
--	---

- 現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか（実際の就労の有無ではありません）などをできるだけ具体的に記載してください。
- ⑩エ「現症時の就労状況」欄に記載された就労の影響により、就労以外の場面での日常生活能力が著しく低下していると考えられる場合には、その日常生活活動の状況をできるだけ詳しく記載してください。
- ひきこもりについては、精神障害の病状に起因するものか否かも含め、その状況をできるだけ詳しく記載してください。

⑫予後

(再認定のための障害状態確認届では⑧欄になります。)

〔記載例〕

⑫ 予 後 (必ず記入してください。)	長期にわたり病状の改善は得られていない。現実検討能力の著しい低下により生活状況は一層不良となっており、状況の好転は望み難く、予後不良。
---------------------------	---

- 診断書作成時点において予想される病状の今後の見通しについて記載してください。判断できない場合には「不詳」と記入してください。
特に統合失調症や気分（感情）障害では、十分な期間の治療を経たうえでの予後を記入してください。

⑬備考

(再認定のための障害状態確認届では⑨欄になります。)

- ①「障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏（ICD-10 コードが F4）の傷病名を記入した場合であっても、「統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害」または「気分（感情）障害」の病態を示しているときは、その病態と ICD-10 コードを記入してください。
- 日常生活の状態（制限の度合い）について①～⑫欄までに書ききれないことや参考になる事柄を記入してください。
- 継続的治療が必要な疾患にもかかわらず、診断書作成を依頼する目的以外では来院していない場合は、問診により把握できた範囲で、未受診の背景（例えば、民間療法を行っていた等）について記入してください。

日常生活及び就労に関する状況について(照会)

この書類は、障害基礎(厚生)年金の審査にあたって、請求者(受給者)ご本人の日常生活状況や就労に関する状況を詳しく確認させていただく必要があると認められた場合に、お送りしています。
(記載していただいた内容は、審査の資料となります。)

<記入する前にご確認ください>

- 請求者(受給者)ご本人またはご本人の日常生活及び就労に関する状況をよく把握している方が記入してください。
- 今回ご照会する内容は、既にご提出いただいている書類から確認することが困難であったものとなります。日本年金機構が指定した項目以外の欄については、記入していただく必要はありません。
- 各項目の記入にあたっては、4ページの「記入上の注意」をご確認ください。
- この書類が提出されない場合は、すでに提出された資料で審査をさせていただく場合があります。

請求者(受給者) 氏名	生年月日
年金 太郎 様	昭和 55 年 10 月 15 日 平成
平成27 年 10 月 頃の状況についてご回答ください。	

1. 生活環境について該当するものを○で囲んでください。⇒		入所・入院・在宅・その他()
「入所(入院)」している場合は、次の①および②についてわかる範囲で記入してください。		
① 入所(入院)した時期	昭和・平成 年 月から	
② 入所(入院)時からの日常生活の援助状況		
「在宅」の場合に、同居人の有無について該当する方に○を付けてください。⇒		あり・なし
同居者「あり」の場合は下記③を、「なし」の場合は④を記入してください。		
③同居あり	同居者について該当するものを全て○で囲んでください。	配偶者・子【 人、(歳)(歳)(歳)】・父・母 その他()
④同居なし	単身生活になった時期	昭和・平成 年 月から
	単身生活になった理由及び単身生活となつてからの日常生活の援助状況	

2. 日常生活における障害の影響や同居者等周囲の方からの援助について具体的に記入してください

①主に誰から援助をうけていますか	ヘルパー	親族（続柄： ）	その他（ ）
②日常生活の場面	おおむね一人でもできることはどのようなことですか。	一人ではできないために、周囲の方の援助を受けていることがあれば、援助の内容や頻度を具体的に記入してください。	
食 事			
入浴や 清潔保持			
金銭管理と 買い物			
外 出			
通院と服薬	【通院の頻度】（ 週 ・ 月 回） 【通院のつきそい】（ 有 ・ 無 ） 【服薬は自分で管理できていますか？】		
他者との コミュニケーション			
安全保持及び 危機対応			
趣味や興味があるものへの 取り組み			
社会での 諸手続き (金融機関、行政機関、電話、電気、ガス、水道等)			

その他の援助(たとえば育児、家族の介護等)を受けていることがあれば記入してください。

3. 就労(作業)状況について ※就労(作業)している場合にのみ記入してください。

① 勤務先(福祉事業所)について	一般企業 ・ 福祉事業所 ・ その他()
② 雇用形態 (作業所で訓練を受けている場合は、記載不要です。)	一般雇用 ・ 障害者雇用 ・ 自営 ・ その他()
③ 就労支援区分(利用者のみ)	就労継続(A型 ・ B型) ・ 就労移行
④ いつから勤務(訓練)していますか。	昭和 ・ 平成 年 月から
⑤ 1日の勤務(訓練)時間	平均 時間 分
⑥ 1カ月の勤務(訓練)日数	平均 日
⑦ 1カ月の給料	有(約 円) ・ 無
⑧ 通勤方法	電車 ・ バス ・ 車 ・ 徒歩 ・ その他()
⑨ 通勤所要時間	時間 分
⑩ 通勤(通所)時の付添人の有無	あり (本人との関係:) ・ なし
⑪ 就労内容(職場における自分の担当する仕事の内容等)を記入してください。	
⑫ 仕事場で他の従業員とのコミュニケーションの状況をご記入ください。	
⑬ 仕事場で受けている援助の状況をご記入ください。(援助の内容、頻度)	
⑭ 就労を継続するために、家族や専門職等から受けている職場外での支援内容等があれば、記入してください。	
⑮ その他(欠勤等を含めた勤務状況等)	

4. その他の事項にかかる下記設問に詳しく記入してください。

平成 年 月 日

請求者(受給者)氏名 () ㊞

記入者氏名 () ㊞ 請求者(受給者)との関係 ()

記入者電話番号 ()

注 請求者(受給者)以外の方が記入された場合は、「請求者(受給者)氏名」とあわせて、「記入者氏名」「請求者(受給者)との関係」「記入者電話番号」を記入してください。

日常生活及び就労に関する状況について(照会)の記入上の注意

1. 生活環境について

- ・「② 入所(入院)時からの日常生活の援助状況」は、施設内での日常生活において、受けている援助の内容や本人の日常生活能力を具体的に記入してください。
- ・「③同居あり」は、「その他」を選んだ場合は、かっこ内に同居者の続柄または本人との関係を記載してください。同じ続柄の同居者が複数いる場合は、人数も記入してください。
- ・「④ 同居なし」の「単身生活となってからの日常生活の援助状況」は、単身生活を始めてから日常生活で受けている援助の内容や本人の日常生活能力を具体的に記入してください。

2. 日常生活における障害の影響や同居者等周囲の方からの援助について

- ・「①主に誰の援助をうけていますか」は、該当するものを○で囲んでください。なお、「親族」を選んだ場合は続柄を、「その他」を選んだ場合は、具体的に誰が援助しているか(たとえばケースワーカーなど)をかっこ内に記入してください。
- ・「②日常生活の場面」は、本人の日常生活能力を判定するうえで、参考となりますので、できるだけ具体的に記入してください。(各欄の【援助者】は、①の主な援助者と異なる場合のみ、記載して下さい。)

3. 就労(作業)状況について

- ・「①勤務先(福祉事業所)について」は、就労支援事業所や小規模作業所などに所属している場合は、「福祉事業所」を○で囲んでください。
- ・「⑤1日の勤務(訓練)時間」は、直近1カ月の平均を記入してください。
- ・「⑥1カ月の勤務(訓練)日数」は、直近3カ月の平均を記入してください。
- ・「⑦1カ月の給料」は、直近3カ月の手取額の平均を記入してください。
- ・「⑨通勤所要時間」は、自宅から勤務先事業所までの移動にかかる時間を記入してください。
- ・「⑫ 仕事場で他の従業員とのコミュニケーションの状況をご記入ください。」は、仕事の指示はどのような方法で受けているか、他の従業員との意思疎通の状況等を具体的に記入してください。
- ・「⑬ 仕事場で受けている援助の状況をご記入ください。(援助の内容、頻度)」は、具体的な援助の内容や頻度だけではなく、仕事の内容等で配慮されていることがあれば具体的に記入してください。
- ・「⑮ その他(欠勤等を含めた勤務状況等)」は、直近1カ月の勤務状況やその他の就労にあたって、不便に感じていることなどを記入してください。

障害年金受給権者 各位

この文書は、診断書を作成する医師に診断書と併せてお渡し
いただきますようお願いいたします。

障害年金の診断書（精神の障害用）作成医 各位

日本年金機構

障害年金の診断書（精神の障害用）の作成について（お願い）

障害年金の診断書（精神の障害用）を作成いただいている医師の皆様には、平素より障害年金をはじめ社会保険制度の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

精神の障害に対する障害年金は、精神障害、知的障害又は発達障害により日常生活に継続的に制限が生じ、支援が必要な場合に、その日常生活の制限度合いなどに応じて障害等級を決定し、支給するものです。

障害年金を請求される方々の病状などに応じた適切な障害等級の認定を行うためには、できるだけ詳細かつ具体的な請求者の状況を診断書に記載していただくことが重要になります。

このため、診断書の記載欄ごとに、記載例や留意していただきたい事項等をお示した『障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領』を当機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。

この記載要領は、ホームページ上部にある検索欄に「記載要領 精神」と入力のうえ検索すると、表示されます。

（参考1）記載要領の検索方法



（参考2）記載要領の掲載場所

日本年金機構ホームページ > 申請・届出様式 > 年金受給者に関する届出・手続き
> ケース56：精神の障害用の診断書を提出するとき > 記載要領（精神の障害用）

つきましては、記載要領に掲げる記載例及び留意事項をご参照のうえ、診断書を作成していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、『障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領』の送付をご希望される場合は、お近くの年金事務所までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。日本年金機構の年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）（<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>）でご確認ください。

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 年 月 日生 (歳)		性別		男・女			
住 所		住所の郵便番号		都道府県		市区町村					
① 障害の原因となった傷病名 [CD-10コード()]		② 傷病の発生日		昭和 年 月 日		診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)		本人の発病 時の職業			
		③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 年 月 日		診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)		④ 既存障害			
⑤ 傷病が治った(症状が固定 した状態を含む。)かどうか		平成 年 月 日		確認 推定		症状のよくなる見込・・・有・無・不明		⑥ 既往症			
⑦ 発病から現在までの病歴 及び治療の経過、内容、 就学・就労状況等、期間、 その他参考となる事項		陳述者の氏名		請求人との続柄		聴取年月日		年 月 日			
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 (昭和 年 月 日)											
⑨ これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教 育歴及びこれまでの職歴を できるだけ詳しく記入して ください。)		ア 発育・養育歴			イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他			ウ 職歴			
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)											
医療機関名		治療期間		入院・外来		病 名		主 な 療 法		転帰(軽快・悪化・不変)	
		年 月～年 月		入院・外来							
		年 月～年 月		入院・外来							
		年 月～年 月		入院・外来							
		年 月～年 月		入院・外来							
		年 月～年 月		入院・外来							
⑩ 障 害 の 状 態 (平成 年 月 日 現在)											
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)					イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。						
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他() II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他() III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減衰思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度) VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 6 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他状態等() X 乱用、依存等(薬物等名:) 1 乱用 2 依存 XI その他 []											

「診療録で確認または本人の申立て」のどちらかを○で囲み
本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するものを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他 () (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無) (イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [] 2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 ☐ できる ☐ 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 ☐ できる ☐ 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (4) 通院と服薬(要・不要)—規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない	3 日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。) (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、着しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない。あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。) (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。) (知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身近生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身近生活についてもおおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身近生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近生活の処理も一人ではできない程度)
エ 現症時の就労状況 ○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 () ○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 () ○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日) ○ひと月の給与 (円程度) ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。) カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。) キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)
⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)	
⑬ 備 考	

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)
 - なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。
 - (3) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を④の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
 - (4) てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA～Dを○で囲んでください。

A : 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

B : 意識障害の有無を問わず、転倒する発作

C : 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作

D : 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「⑨備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。
- 6 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要になります。